

令和7年 第3回

田 村 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

田 村 市 農 業 委 員 会

議 事 録

1. 開催日時 令和7年3月18日(火) 午後1時30分

2. 開催場所 田村市役所 多目的ホール

3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち17名
田村市農地利用最適化推進委員20名のうち5名

1 番	遠藤良一委員	2 番	吉田典良委員	3 番	荻野右近委員
4 番	田村 茂委員	5 番	松本文子委員	6 番	吉田篤也委員
7 番	白岩良一委員	8 番	渡邊 元委員	9 番	和田春信委員
10 番	柳沼政一委員	11 番	鹿又良司委員	13 番	菊地幸広委員
14 番	箭内正彦委員	15 番	宗像昭一委員	16 番	吉田清吉委員
18 番	渡邊慶幸委員	19 番	佐藤伸夫委員		
① 番	遠藤義一委員	⑨ 番	石井伝一委員	⑭ 番	伊藤博之委員
⑱ 番	吉田辰男委員	⑳ 番	橋本仁宏委員		

4. 欠席委員 12 番 土屋福一委員 17 番 小池あおい委員

5. 農業委員会事務局職員

局長
総務係長
副主査

三 浦 栄 喜
矢 内 敬
會 田 賢 治

6. 書 記

副主査

會 田 賢 治

7. 議事録署名人

11 番	鹿 又 良 司 委員
13 番	菊 地 幸 広 委員

8. 提出案件

- | | |
|---------|---|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について |
| 議案第 2 号 | 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について（市許可分） |
| 議案第 3 号 | 農地法第 5 条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について（市許可分） |
| 議案第 4 号 | 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について（市許可分） |
| 議案第 5 号 | 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分） |
| 議案第 6 号 | 福島復興再生特別措置法の規定に基づく新集積計画(案)に対する
意見決定について |
| 議案第 7 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用
集積等促進計画（案）に対する意見決定について |
| 議案第 8 号 | 現況確認証明について |

9. 会議の経過概要（開会 午後 1 時 21 分）

事務局	皆さま、本日は何かとお忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。 す。ただいまより令和7年第3回田村市農業委員会総会を開会いたします。 会議に先立ちまして会長よりご挨拶を申し上げます。																	
会 長	(会長あいさつ)																	
事務局	それでは、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。																	
議 長	始めに、田村市農業委員会会議規則第4条による届出のあった欠席委員の報告を求めます。																	
事務局	「議 長、事務局」 本日、都合により欠席の届出がございましたのが、 「12番 土屋福一」農業委員、「17番 小池あおい」農業委員であります。																	
議 長	事務局から報告がありましてとおり、本日は定数19名に対し、17名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており本総会は成立しております。 それでは、ただ今より令和7年田村市農業委員会第3回総会を開会いたします。 また、本日は農地利用最適化推進委員、5名の方々にご出席いただいております。 次に、議事録署名人でございますが、議 長指名でご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認め、 「11番 鹿又 良司 委員」、「13番 菊地 幸広 委員」を指名いたします。																	
議 長	ただいまから議案審議に入ります。本日の議案は、 <table><tr><td>議案第1号</td><td>農地法第3条の規定に基づく許可申請について</td><td>12件</td></tr><tr><td>議案第2号</td><td>農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分）</td><td>1件</td></tr><tr><td>議案第3号</td><td>農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について（市許可分）</td><td>1件</td></tr><tr><td>議案第4号</td><td>農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）</td><td>4件</td></tr><tr><td>議案第5号</td><td>農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）</td><td>1件</td></tr></table>			議案第1号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	12件	議案第2号	農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分）	1件	議案第3号	農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について（市許可分）	1件	議案第4号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）	4件	議案第5号	農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）	1件
議案第1号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	12件																
議案第2号	農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分）	1件																
議案第3号	農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について（市許可分）	1件																
議案第4号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）	4件																
議案第5号	農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）	1件																

	議案第 6 号 福島復興再生特別措置法の規定に基づく新集積計画(案)に対する意見決定について 2 件 議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について 2 件 議案第 8 号 現況確認証明について 1 件 以上、24 件であります。 よろしくご審議賜りますようお願いいたします。 次に、本日の会議の進め方について申し上げます。 ご発言をいただく際は、その都度、挙手により議長の指名を受けてからお願いいたします。 それでは、議事に入らせていただきます。 「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について」を議題といたします。 整理番号 1 番から 12 番について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案第 1 号について議案書により朗読及び内容説明。）
議長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項について、あらかじめ担当区域の委員の方に調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。 それでは、整理番号 1 番について、 1 番 遠藤 良一 委員、ご報告をお願いいたします。
1 番 委 員	1 番 遠藤 良一 報告 1 番遠藤です。整理番号 1 番についてご報告します。3 月 14 日の午前に、譲受人の代理人である石井行政書士、遠藤義一推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、売買にて譲り受け野菜を耕作し、消費で余った分は販売したいとのことでの申請でありました。何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号 2 番について、 2 番 吉田 典良 委員、ご報告をお願いいたします。
2 番 委 員	2 番 吉田 典良 報告 2 番吉田です。整理番号 2 番についてご報告します。3 月 16 日の午前に、譲受人、會田成美推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、長年、譲受人が耕作しており、今回、正式に所有権の移転にて登記を行うため

	の申請でありました。申請地につきましても、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 3 から 4 番について、 3 番 荻野 右近 委員、ご報告をお願いいたします。
3 番 委 員	3 番 荻野 右近 報告 3 番荻野です。整理番号 3 番から 4 番についてご報告します。整理番号 3 番につきましては、3 月 1 6 日の午前に、譲渡人、譲受人、半谷隆一推進委員と 4 名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、譲渡人がご高齢のため耕作が難しいとのことで、贈与による所有権移転の申請でありました。何ら問題ないことを確認してまいりました。整理番号 4 番につきましては、3 月 1 7 日の午前に、譲受人、半谷隆一推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、S 字状の土地に申請地があるため機械が入らず、譲渡人による耕作が難しいとのことで、今回、譲りたいとのことでした。贈与による所有権移転の申請であり、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 5 番について、 5 番 松本 文子 委員、ご報告をお願いいたします。
5 番 委 員	5 番 松本 文子 報告 5 番松本です。整理番号 5 番についてご報告します。3 月 1 4 日の午前に、譲渡人、吉田勝行推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、譲渡人と譲受人は親子関係であり、生前贈与による所有権移転の申請でありました。申請地も、整備されているため何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 6 番について、 6 番 吉田 篤也 委員、ご報告をお願いいたします。
6 番 委 員	6 番 吉田 篤也 報告 6 番吉田です。整理番号 6 番についてご報告します。3 月 1 4 日の午後に、設定人である田村市都路行政局の担当者 2 名、菅野美喜推進委員と 4 名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、平成 2 3 年より利用権の設定にて賃借の設定がされておりましたが、今回、農地法の改正における利用権の設定の廃止により、農地法第 3 条での賃借権の設定へと切り替えるための申請でありました。申請地は、これまでも採草放牧地として利用されてきたため、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 7 から 8 番について、 9 番 和田 春信 委員、ご報告をお願いいたします。

9 番 委 員	9 番 和田 春信 報告 9 番和田です。整理番号 7 番から 8 番についてご報告します。整理番号 7 番につきましては、3 月 1 2 日に、代理人である箭内行政書士へ電話にて確認後、申請地を確認してまいりました。引き続き、畑のまま使用することと、何ら問題ないことを確認してまいりました。整理番号 8 番につきましては、3 月 1 3 日に、譲受人、渡邊辰治推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、何筆か耕作をしていない土地もありましたが、草刈り等で管理をされており、他の農地につきましても耕作をされているため、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 9 から 1 0 番について、 1 0 番 柳沼 政一 委員、ご報告をお願いいたします。
1 0 番 委 員	1 0 番 柳沼 政一 報告 1 0 番柳沼です。整理番号 9 番から 1 0 番についてご報告します。整理番号 9 番と 1 0 番につきましては、3 月 1 3 日に、代理人である桑原行政書士、両案件の譲受人、佐久間耕栄推進委員と 4 名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、整理番号 9 番は譲受人宅の裏の土地であり、親子間での贈与であります。整理番号 1 0 番につきましては、これまでに譲受人が借りて耕作をしてまいりましたが、両案件とも、農地の所有権の移転のための条件が整わず、登記が出来ずにおりました。今回、所有権の移転が可能となったため、正式に登記をするための申請でありました。両案件ともに、適正に管理等されており、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 1 1 番について、 1 1 番 鹿又 良司 委員、ご報告をお願いいたします。
1 1 番 委 員	1 1 番 鹿又 良司 報告 1 1 番鹿又です。整理番号 1 1 番についてご報告します。3 月 1 4 日の午前に、譲受人、箭内倉貴推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、両名合意のもとでの売買の申請であることを、代理人である箭内行政書士に確認いたしました。申請地につきましては、現在は畑として作付けをされており、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 1 2 番について、 1 8 番 渡邊 慶幸 委員、ご報告をお願いいたします。
1 8 番 委 員	1 8 番 渡邊 慶幸 報告 1 8 番渡邊です。整理番号 1 2 番についてご報告します。3 月 1 4 日に、譲受人、石井伝一推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、

	基盤整備が行われた土地であり、これまで譲受人が借りて耕作をされておりましたが、譲渡人がご高齢のため耕作等が難しいことから、贈与による所有権の移転での申請でありました。何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で整理番号 1 番から 1 2 番について事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 (質疑なしの声) 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 よって、「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。 以上をもちまして議案第 1 号は終了いたします。 「議案第 2 号 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題といたします。 整理番号 1 番について事務局説明願います。
事務局	「議 長、事務局」（議案第 2 号について議案書により朗読及び内容説明。）
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。 それでは、整理番号 1 番について、 1 番 遠藤 良一 委員、ご報告をお願いいたします。
1 番 委 員	1 番 遠藤 良一 報告 1 番遠藤です。整理番号 1 番についてご報告します。3 月 1 4 日の午前に、代理人である石井行政書士、遠藤義一推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、正式な許可を得ずに建物を建ててしまった経緯があり、既に建物が建っております。議案第 1 号の農地法第 3 条の案件に関連しており、農地法第 3 条の譲受人より、正式な手続きを取った上で譲っていただきたいとのことで、今回、顛末書が出ております。皆様の慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりま

	した。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第２号 農地法第４条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」は、原案のとおり許可することに決定いたします。 以上をもちまして議案第２号は終了いたします。 次に「議案第３号 農地法第５条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について（市許可分）」を議題といたします。 整理番号１番について事務局説明願います。
事務局	「議 長、事務局」（議案第３号について議案書により朗読及び内容説明。）
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。 それでは整理番号１番について、 ４番 田村 茂 委員、ご報告をお願いいたします。
４ 番 委 員	４番 田村 茂 報告 ４番田村です。整理番号１番についてご報告します。申請地を確認しましたところ、盛土工事や搬入路の鉄板は取り外されており、成形と整地が残っている状態でありました。申請につきましても、申請内容の通りであり、問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で、事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第３号について異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。

	(異議なしの声) 異議なしと認めます。 よって、「議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について(市許可分)」は、原案のとおり許可することに決定いたします。 以上をもちまして、議案第3号は終了いたします。 「議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について(市許可分)」を議題といたします。 整理番号1番から4番について事務局説明願います。
事務局	「議 長、事務局」(議案第4号について議案書により朗読及び内容説明。)
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。 それでは整理番号1から3番について、 9番 和田 春信 委員、ご報告をお願いいたします。
9 番 委 員	9番 和田 春信 報告 9番和田です。整理番号1番から3番についてご報告します。整理番号1番につきましては、3月12日の午後に、代理人である高橋行政書士、渡邊辰治推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、建物を建て替えるための申請であり、併用地の一部の農地について、転用の申請がされないまま駐車場として使用されていたため、顛末書が出ておりました。問題はないことを確認してまいりました。整理番号2番につきましては、3月12日の午後に、代理人である山名行政書士、渡邊辰治推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、二方が道路、二方が宅地であり、何ら問題ないものと確認してまいりました。整理番号3番につきましては、3月12日の午後に、代理人である山名行政書士、渡邊辰治推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、田村市所有の土地と道路の間にあり、分筆した農地であります。排水等も、下水溝があり、何ら問題ないものと確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号4番について、 18番 渡邊 慶幸 委員、ご報告をお願いいたします。
18番 委 員	18番 渡邊 慶幸 報告 18番渡邊です。整理番号4番についてご報告します。3月16日に、譲受人、石井伝一推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、設定人、被設定人は親子関係であり、現在、同居をされておりますが手狭となってしまうため、設定人の所有の農地へ、新居を建てることによる申請でありました。

	周囲は全て設定人の土地であり、申請地の両側は水路と道路のため、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で、事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 (質疑なしの声) 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第４号について異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 よって、「議案第４号 農地法第５条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」は、原案のとおり許可することに決定いたします。 以上をもちまして、議案第４号は終了いたします。 次に「議案第５号 農地法第５条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」を議題といたします。 整理番号１番について事務局説明願います。
事務局	「議 長、事務局」（議案第５号について議案書により朗読及び内容説明。）
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。 それでは整理番号１番について、 ５番 松本 文子 委員、ご報告をお願いいたします。
５ 番 委 員	５番 松本 文子 報告 ５番松本です。整理番号１番についてご報告します。３月１４日の午前に、代理人である白石行政書士、吉田勝行推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、設定人は耕作が難しいとのことであり、また、申請地も現状のまま工事をされとのこと、問題ないことを確認してまいりました。 以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で、事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。

	(質疑なしの声) 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第５号について異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 よって、「議案第５号 農地法第５条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)」は、原案のとおり「許可相当」と意見決定いたします。 以上をもちまして、議案第５号は終了いたします。 次に、「議案第６号 福島復興再生特別措置法に基づく新集積計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。 本議案については、５番 松本 文子 委員が関係する案件でありますので、農業委員会に関する法律第３１条第１項の規定に基づく議事参与の制限に該当しますので、議案第６号の審議については、 ５番 松本委員の退席を求めたいと思いますがご異議ございませんか。 (異議なしの声) それでは、５番 松本 文子 委員の退席を求めます。 暫時休議いたします。 (松本委員退場) 休議前に引き続き会議を再開いたします。 それでは、議案第６号について事務局説明願います。
事務局	「議 長、事務局」(議案第６号について議案書により朗読及び内容説明。) ～福島復興再生特別措置法に基づき県が定める新集積計画に対して田村市より意見を求められご審議いただくものであります。～ 説明後～なお、この計画(案)は福島復興再生特別措置法の規定に定める該当要件である「事業に供すべき農用地全てを効率的に利用すること」などを満たしていると考えます。～
議 長	以上で、議案第６号について事務局の説明が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 (質疑なしの声) 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第６号 について、異議の有無をお諮りいたします。

	ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 よって、「議案第６号 福島復興再生特別措置法の規定に基づく新集積計画(案)に対する意見決定について」は、原案のとおり「適当である」と意見決定いたします。 議案第６号について審議を終了しましたので、５番 松本委員の入場を許可します。 ここで暫時休議いたします。 (松本委員入場) 休議前に引き続き会議を再開いたします。 ５番 松本 文子 委員にご報告いたします。 議案第６号については、原案のとおり「適当である」と意見決定いたしましたのでご報告いたします。 次に、「議案第７号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。事務局説明願います。
事務局	「議 長、事務局」(議案第７号について議案書により朗読及び内容説明。) ～本案件は、農地中間管理事業による一括方式に基づき田村市が定める農用地利用集積計画による利用権の設定であります。～ 説明後～なお、この促進計画は旧農業経営基盤強化促進法の規定に定める該当要件である「事業に供すべき農用地全てを効率的に利用すること」などを満たしていると考えます。～
議 長	以上で、事務局の説明が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 (質疑なしの声) 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第７号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 よって、「議案第７号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」は、原案のとおり「適

	当である」と意見決定いたします。 次に、「議案第 8 号 現況確認証明について」を議題といたします。事務局説明願います。
事務局	「議 長、事務局」（議案第 8 号について議案書により朗読及び内容説明。）
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第 8 号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第 8 号 現況確認証明について」は、原案のとおり決定いたします。 以上をもちまして議案第 8 号は終了いたします。 これで、本日の議事は全て終了いたしました。 慎重審議を賜りありがとうございました。 これをもちまして、令和 7 年田村市農業委員会第 3 回総会を閉会といたします。 閉 会 （ 1 4 時 2 0 分終了）

令和7年3月18日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会 議長

議事録 署名人

議事録 署名人